

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年十月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第二十号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表政策推進課の項を次のように改める。

政策推進課	施設プロジェクト統括室	企画係 事業係

第六条総務部の部知事公室政策推進課万博推進室の項を削る。

附 則

この規則は、令和七年十一月一日から施行する。